

第1章 戦後の混乱から再建へ

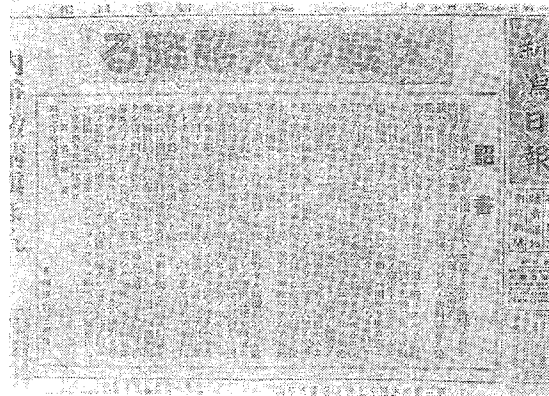
第1節 戦後のインフレと経済復興

1. インフレの激化と抑制対策

経済民主化政策と金融機関 昭和20年8月15日、太平洋戦争は、わが国のポツダム宣言受諾によって終わりを告げた。この苛烈な戦争によって、わが国は朝鮮、樺太、台湾など、領土の45.8%を喪失したばかりでなく、死者185万人、負傷者67万人に及ぶ人的損害と、実に643億¹⁾円に達する物的損害をこうむった。そして、物資の欠乏と生産力の壊滅的な状態のもとで、海外からの復員、引揚げによって人口が急増したため、敗戦直後の国民生活の窮乏は言語に絶するものとなった。

このような状況のもとで、連合軍総司令部（GHQ）は、日本の非軍事化と民主化を重点とした占領政策を進めていった。そのうち、社会・経済面で画期的ともいうべき政策は財閥の解体、農地改革、労働組合の育成などであるが、これらはいずれも、その後のわが国経済の発展を規定したものといえよう。

金融制度の改革は、このような改革に比べれば微温的なものであったが、それ



休戦の大詔降る（「新報」昭20.8.15）

でも戦時金融機関や旧特銀制度が廃止される一方、日銀についても若干の改革が加えられた。すなわち、20年に朝鮮銀行以下の植民地金融機関、戦時金融金庫以下の戦時の特殊金融機関が廃止され、次いで21年には、横浜正金銀行が普通銀行である東京銀行の設立とともに、閉鎖機関に指定された。その後、特殊銀行である日本勧業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行も、紆余曲折を経て、25年4月、各特殊銀行法の廃止とともに、制度上、普通銀行となった（興銀は、27年に長期信用銀行法に基づく銀行となる）。

なお、財閥の解体と関連して、22年4月に「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（独占禁止法）、22年12月に「過度経済力集中排除法」がそれぞれ公布されたが、銀行は財閥解体の対象とならず、過度経済力集中排除法の適用からも除外された。しかし、独占禁止法に基づいて、金融機関による他会社の株式保有と役員兼任は制限された。また、銀行間の金利協定も、この法律に抵触するため22年末に廃止となり、その後、同年12月に制定された「臨時金利調整法」によって、銀行の金利は法的に規制されることになった。

（注）1） 竹沢正武著『日本金融百年史』575ページ。

インフレの高進とその対策 敗戦直後、わが国経済は猛烈なインフレに見舞われた。インフレは、太平洋戦争中すでに巨額な軍事費支出によって潜在的に進行していたが、敗戦直後の臨時軍事費の放漫な支出によって爆発的に顕在化したのであった。

そこで、昭和20年11月、GHQは戦時利得の没収と軍需補償の打切りなどを指令し、臨時軍事費の放出を禁止して赤字財政政策にわくをはめた。

戦後、食糧・生活物資の欠乏と物価の高騰によって、国民は“タケノコ生活”を余儀なくされていたが、やがて戦時の配給統制が緩和され、乏しいながら物資が出回り始めると、預貯金を引出してそれに買い向かった。さらに財産税創設と新円採用の噂が流布されると、この換物傾向が激化し、預貯金の引出しはいっそう増大した。

このように、預金の引出しが激化するなかで、大銀行を中心として軍需産業への救済融資、あるいは食いつなぎ的消费資金融資が増加してきたので、銀行の資金繰りはひっ迫し、その穴埋めを日本銀行からの借入金に依存せざるを得なくなった。

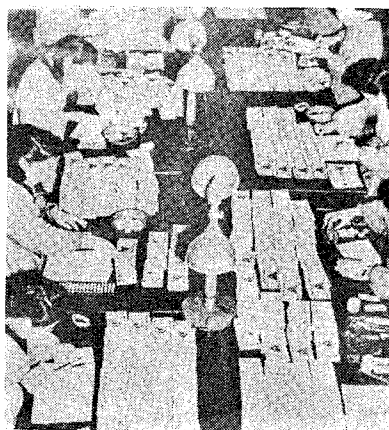
前述のように、臨時軍事費支出は、GHQの指令によりいちおう停止されたものの、預貯金引出しの増大、日本銀行借入金を主たる財源とする銀行貸出の増大により、通貨は日に日に膨張し、インフレはいっそう高進していった。そして、20年8月から21年1月までのわずか5か月間で、卸売物価指数は102.5から215.1、小売物価指数は106.6から237.3と、いずれも2倍以上の急騰を示した（昭和20年7月を100とする）。

このような事態に直面して、政府は21年2月17日、「金融緊急措置令」と「日本銀行券預入令」など、金融面を中心とした一連のインフレ防止総合対策を実施した。

金融緊急措置令は、21年2月17日現在であらゆる金融機関の既存の預金をいっさい封鎖して、その支払いを原則として停止し、特定の場合（一定の生活資金および事業資金）に限って封鎖支払いまたは現金支払いを許すというものであった。

また、日本銀行券預入令は、10円券以上（のちに5円券以上）の既発行日本銀行券の強制通用力を、3月3日以降喪失させるとともに、3月7日までに金融機関にこれを封鎖預金として預入させるというものであった。そして、これに代わる新券（旧券に証紙をはったものを含む）は2月25日以降に発行され、3月7日まで一定金額を限り旧券と引換えられた。

このモラトリアムとも称すべき非常措置は、インフレの奔流をとどめ、あわ



旧券に証紙を貼る作業

表 5-1 旧円の回収状況
(単位 百万円, %)

	金額	比率
銀行	25,102	50.3
金庫	240	0.5
郵便局	14,009	28.0
農業会	9,421	18.9
市街地信組	1,070	2.1
信託金庫	112	0.2
合計	49,954	100.0

(注) 経済企画庁『戦後経済史 財政金融編』71ページによる。

せて財産税徴収のための予備的措置（新・旧円引換えによる貨幣財産の調査）として断行されたが、それは同時に、預金引出しに直面する大銀行を救済する役割をも果たした。事実、この非常措置によって、約500億円の旧円が回収され、その2分の1が銀行預金となった（表5-1）。

こうして、各金融機関は巨額の預金を受入れて日本銀行からの借入金を返済したの

で、日本銀行の貸出金残高は激減した。当然、日本銀行券発行高も急激な収縮をみ、21年2月18日の618億円から3月12日には152億円にまで急減した。

その後、21年11月には通貨安定対策本部が衆議院に設けられ、救国貯蓄運動が全国的に展開された。本県においても、11月19日に新潟県地方通貨安定推進委員会が結成されて、同年中に自由預金5億円を獲得する運動が展開された。

しかし、こうした金融面でのドラスティックな措置にもかかわらず、その根源である赤字財政が克服されなかったため、インフレは依然として高進し続け、それが生産の本格的な再開を妨げる要因ともなっていた。

そこで、政府はインフレを抑制しながら生産復興をはかるため、22年初めから、いわゆる傾斜生産方式を実施し、鉄鋼部門および石炭部門に資材と資金を重点的に投入し、この両者の復興を基盤として、生産の全面的な再開を促進しようとした。そして、資金面については同年1月に復興金融金庫を設立して、この両部門への資金供給を円滑ならしめた。さらに政府は、同年3月に金融機関資金融通準則を実施し、市中銀行の日本銀行からの借入金依存を是正するため、新規貸出額について量的規制を行なうとともに、超重点産業（甲一）、重点産業（甲二）、一般産業（乙）、不要不急産業（丙）の4段階¹⁾の融資順位を設けて、石炭・鉄鋼などの基幹産業に資金が集中するよう質的規制を行なった。

このような諸施策と、アメリカの対日援助の増加に支えられて、鉱工業生産は、23年にはいるとほぼ順調に上昇を続けるようになり、戦前の60%程度にまで回復した。

しかし、復興金融金庫の資金が、ほとんど日銀引受けの復金債(発行額1,680億円)によったため、ふたたび日銀券の発行高は膨張して、22年1月末に1,000億円を超え、23年末には3,553億円となり、インフレはなお停止するに至らなかった。しかし、23年末には、食糧事情の好転と一般の生産増加により、わが国経済はようやく安定化のきざしをみせ始めていた。

(注) 1) 産業資金貸出優先順位表による甲一、甲二、乙、丙の業種

甲一=石炭、亜炭、製鉄、製鋼、肥料製造業。

甲二=金属鉱業、石油鉱業、石綿鉱業、綿織物、染色業など。

乙 =甲一、甲二、丙以外のもの。

丙 =絹糸製造業、金属家具製造業、化粧品製造業など。

戦時補償の打切りと金融機関の再建整備 前述のように、昭和20年11月、GHQは軍需補償の打切りを指示したが、政府は、経済界に与える打撃を危惧して、なかなかその実施に踏切らなかった。しかし、GHQの意向がきわめて強かったため、ようやく21年8月に至って、軍需補償の全面的打切りを決定した。そして政府は、その影響により金融機関や企業が倒産に追込まれるのを回避するため、種々の応急措置を講じた。

まず、21年8月11日、「金融緊急措置令施行規則」が改正され、同日現在の封鎖預金を、一定の規準を設けて第一・第二¹⁾に分離し、第二封鎖預金を補償打切りによる金融機関の損失補てんに備えて凍結し、第一封鎖預金を補償打切りの影響から保護することにした。これは、補償打切りが預貯金に及ぼす影響を一定限度(第二封鎖預金)に食い止め、信用の崩壊を防止するためであった。

次いで、8月15日に「会社経理応急措置法」が公布され、戦時補償に関係ある会社を特別経理会社に指定し、8月11日現在において決算を行なわせて、それらの資産、負債を新旧両勘定に分離し、旧勘定を整理の対象とし、新勘

定によって引続き事業を維持せしめることにした。同時に金融機関についても「金融機関経理応急措置法」が公布され、同じく8月11日現在において臨時決算を実施させ、資産、負債を新・旧勘定に分離させた。資産のうち現金、国債、地方債、金融機関に対する債権と、負債のうち自由預金、第一封鎖預金、公租公課、金融機関に対する債務とを新勘定とし、その他を旧勘定とした。

こうして、それ以後の営業活動は、「健全な」新勘定に基づいて行なわれることになり、旧勘定については戦時補償打切りによる損失の整理が進められることになった。これは、いうまでもなく、補償打切りが金融機関に及ぼす悪影響を防ぎ、金融機構の安定をはかるためのものであった。

こうした準備措置を講じたうえで、政府は、同年10月19日に「戦時補償特別措置法」を公布し、戦時補償請求権に対して100%の戦時補償特別税を課することによって、これを実質上打切ることとした。同時に、「金融機関再²⁾建整備法」および「企業再建整備法」が公布され、この戦時補償打切りに伴う金融機関や企業の損失を資本金や債務の切捨てによって補てんし、再建させることにした。なお、金融機関の場合は、どうしても損失が補てんされないときには、一定の基準で政府が補償するものとされ、累が自由預金や第一封鎖預金に及ばないよう万全の配慮が払われていた。

ところで、22年になって、金融機関の新勘定に移した国債、地方債、動産、不動産に対する確定評価基準と、旧勘定に残したその他資産に対する暫定評価基準とが決定され、それに従って新旧勘定資産・負債の評価替えが行なわれた。この結果、旧勘定の資産内容に法の定める割合以上の余裕があるときは、政府の認可を得て、旧勘定の一部を新勘定に移すことができるとされたので（中間処理）、22年12月1日、全国銀行68行中、比較的損失の少なかった地方銀行48行がこれを実施した。

さらに同年12月、政府は、金融機関の再建整備を企業整備に先行させる方針を決め、23年3月末までに最終処理を完了することにした。ところが、3月下旬になり、GHQが、当初、新勘定に繰入れられていた金融債券を、一般のものと同様、旧勘定に組替えて整理の対象とするよう要請してきたた

め、金融機関の最終処理はようやく5月17日に至り3月末日付けで認可された。こうして、最終処理が23年3月31日にさかのぼって実施され、長期間にわたって設けられていた新・旧勘定が合併された。

表 5-2 全国銀行再建整備処理状況

資本金、第二封鎖預金ともまったく打切らぬもの	7行
資本金の30%減資	1
90%減資し、さらに第二封鎖預金を29%以下打切り	5
〃 〃 30~49%打切り	14
〃 〃 50~69%打切り	31
全額減資し、第二封鎖預金を70%打切り	5
〃 〃 80%打切り	1
政府補償を必要とするもの	4
計	68

(注) 『地方銀行小史』294ページによる。

なお、この組替えによる金融債券の切捨率が、興業債券の場合80%と高率であったため、ことにその保有が多かった地方銀行は大きな打撃をこうむった。

全国銀行の最終処理状況は、表 5-2 のとおりであるが、多くの銀行は高率の債務切捨てを余儀なくされ、政府補償を必要とするものが4行もあった。これに対し、資本金、第二封鎖預金ともまったく打切らぬものは7行にすぎなかった。

この最終処理に続き、各銀行は再建整備計画書を作成し、増資の手続きを進め、23年中に増資を完了し、自己資本の充実をはかるとともに、健全経営を旨として再発足したのである。

(注) 1) 第一封鎖預金とされたものは、次のとおりである。

- ① 1口3,000円未満のもの。
- ② 1口3,000円以上の個人預金は1世帯ごとに、かつ1金融機関ごとに名寄せし、1世帯につき、次の i), ii) のうちいずれか多額の金額。
 - i) 世帯主および世帯員各1人につき4,000円の割をもって計算した金額の合計額、ただし3万2,000円を超えることはできない。
 - ii) 1万5,000円。
- ③ 1口3,000円以上の法人預金については、1口1万5,000円以下の時は全額、1口1万5,000円を超えるときは1万5,000円。
- 2) 金融機関再建整備法では、旧勘定の最終処理において確定損があったときは、次の順序で補てんすることになっている。①確定益の全額、②旧勘定積立金の全額、③資本金の90%、④法人預金などで1口500万円を超える部分の70%、

⑤同1口100万円を超え500万円以下の部分の50%，⑥同1口10万円を超え100万円以下の部分の30%，⑦前項④⑤⑥号適用後の残額およびその他の整理債務の70%，⑧資本金の残額，⑨整理債務の残額，⑩指定債務。

上記の順序で補てんしなお不足するときは，政府が補償する。

ドッジ・ラインとインフレの収束 昭和23年には，傾斜生産方式などにより，重要産業は復興のきざしをみせ始めたが，インフレは依然として終息の見込みが立たない状態にあった。この間，東西両世界の対立激化に伴って，アメリカの対日政策は，わが国経済の自立と安定を旨とする方向へと転回していった。

23年12月，GHQにより「経済安定9原則」が提示され，次いで翌24年2月，GHQの経済財政顧問としてドッジ公使が来日し，その勧告に従って，いわゆるドッジ・ラインが実施された。その内容は，経済安定のための超均衡財政政策と，経済自立促進策としての単一為替レートの設定という2本の柱からなっていた。

このドッジ・ラインに基づき，均衡財政政策の一環として，24年度の政府予算は超均衡予算として編成された。この予算は，一般会計のみならず，特別会計，政府関係機関および地方財政をも含めた総合収支の均衡，財政補給金の廃止，国家債務の償還を目標とするものであった。また24年4月には，

1ドル=360円の単一為替レートが定められた。これは，通貨価値安定の具体的基準を設定して，国内経済を国際経済に結びつけ，自由経済を実現しようとするもので，きわめて重要な意味をもっていた。

ドッジ・ラインの実施と前後して，シャープ使節団による税



ドッジ公使の声明（「新報」昭24.4.16）

制改革も実施された。

こうして、24年の財政は、前年の724億円にのぼる散超から、一転して652億円の揚超となり、日銀券発行高は急激に収縮して、インフレは終息に向かった。

やがて、この超均衡予算による民間からの巨額の資金吸収や、復興金融金庫の貸付機能の停止

により、金詰まりは深刻化し、わが国経済は安定恐慌に陥った。政府は、恐慌の激化を避けるため、財政面の引締めを行ないながら、それと並行して、金融面における一連の緩和政策、いわゆるディス・インフレ政策をとった。しかし、この措置により急増した銀行貸出は、おもに大企業の滞貨融資として役だったにすぎず、ドッジ・ラインによる安定恐慌を防ぐことはできなかった。

この間、市中銀行の資金ポジションは悪化し、日銀借入れに依存する傾向を強めた。このため、25年にはいと、GHQの指示もあって、日本銀行はふたたび信用抑制方針をとり、銀行による選別融資が強化された。これは、産業界に大きな衝撃を与え、ことに多数の中小企業は銀行融資から締め出されて、金融難が深刻化した。

2. 朝鮮動乱ブームと経済自立

動乱ブームとその影響 昭和25年6月25日、朝鮮動乱がぼっ発し、これによって、ドッジ・ラインのもとで停滞を余儀なくされていた日本経済は蘇生し、一転して動乱ブームが現出した。

動乱のぼっ発とともに、アメリカの戦略物資買付けが大規模に行なわれ、いわゆる“特需”の発生は巨額にのぼった。そのうえ、世界的な軍備拡張気



為替レートの決定(「読売新聞」昭24. 4. 24)



朝鮮動乱のぼっ発（「新潟日報」昭25.6.26）

運により、各国における戦略物資の需要がにわかに旺盛となり、特需を含めたわが国の輸出は、24年の5.1億ドルから26年には15.5億ドルへと急増した。動乱前に1,000億円から1,500億円にもものぼるといわれた巨額の滞貨も、ほとんど一掃されるに至った。

鉱工業生産は、25年後半から急上昇に転じ、26年にはほぼ戦前（昭和9～11年）の水準にまで回復した。また、企業利潤の増大を基礎に、設備投資意欲が活発となり、民間設備投資は25年には前年より28%も増加し、その後、26年には87%、27年には21%、28年には29%という高い増加率を示した¹⁾。そしてこれに伴い、日銀借入れによる銀行の貸出が急増していった。また、それまで微落傾向にあった物価は、25年7月から大幅な上昇に転じた。

このように、わが国経済はふたたびインフレの様相を呈しつつあったが、これに対して、日本銀行は高率適用制度の強化（25年12月、26年3月）、買いオペレーションの取りやめなど、信用抑制方針をとった。

やがて、この爆発的な動乱ブームも、26年春の停戦の胎動とともに反動期を迎えた。そして、輸出の不振と滞貨の増大により、繊維問屋や輸出商社を中心に倒産・整理が相次いだ。卸売物価も26年4、5月ごろから反落に転じ、秋には深刻な不況が訪れた。こうした事態に対処するため、滞貨融資や救済融資が要請され、

表 5-3 オーバーローンの推移表
(単位 %)

年 末	全国銀行	都市銀行	地方銀行
昭和24	92	98	78
25	102	117	86
26	108	124	82
27	104	116	83
28	103	114	84
29	97	105	82
30	89	93	80

(注) 1) 算式=貸出/[実勢預金+債券+自己資金(資本金+諸準備金)]×100

2) 日本銀行『本邦経済統計』1955年版により作成。

銀行の貸出はいっきょに増大し、オーバーローンが激化して、26年には戦後のピークに達した（表 5-3）。

（注） 1） 経済企画庁『戦後経済史 財政金融編』146, 203ページ。

講和条約の発効と経済自立への道 昭和26年9月8日、対日講和条約がサンフランシスコにおいて調印され、翌27年4月28日に発効した。ここに、わが国は政治的独立を回復し、経済自立への道を歩むことになったのである。

政府は、経済自立化の達成にとって経済基盤の拡大、強化が不可欠であるとして、積極的な財政政策を展開し、電力、石炭、鉄鋼、海運などの基礎産業に対して財政投融資を重点的に実施した。

こうした政府資金による基礎産業部門への設備投資の増大によって、動乱ブームの反動不況下に沈滞していたわが国経済は、ふたたび活況を呈し始め、消費需要も活発となり、27年から28年にかけて消費景気が現出した。26年には、国民所得も実質的に戦前水準に復帰した。

しかし、景気の高揚につれて輸入が激増した反面、世界的不況を反映して輸出は停滞し、加えて28年7月の朝鮮休戦協定成立によって、特需も頭打ちの状態に陥った。そのため、国際収支はしだいに悪化して、一時は11億ドル台に達した外貨保有高は、28年度末には8億ドル台にまで急減した。こうして、従来の積極的な財政政策は再検討を迫られ、28年秋以降、緊縮財政と金融引締めによるデフレ政策がとられるに至った。これによって、経済活動は鎮静に向かい、以後30年の前半までやや長い不況が続くことになった。そして、30年なかごろからの景気回復とともに、いわゆる高度成長期へはっていくのである。

3. 金融制度の整備

長期金融と中小企業金融機関の整備 前述のように、ドッジ・ラインの実施に伴い、復興金融金庫がその機能を停止したため、産業資金の不足は深刻

化していった。朝鮮動乱¹⁾後、この傾向はますます拍車がかげられ、とくに長期資金の不足が大きくクローズアップされ、長期金融機関の整備・充実が緊急課題となった。そこで、政府は、まず昭和25年12月に日本輸出銀行(27年4月、日本輸出入銀行と改称)を、翌26年4月には日本開発銀行を、それぞれ政府出資の政府金融機関として設立した。そのほか、民間の金融機関では十分な資金供給を行ない得ない部門への金融円滑化をはかって、国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫などを、24年から28年にかけて次々と設立した。

また、朝鮮動乱以後、市中銀行のオーバーローンが激化し、専門的に長期金融を担当する金融機関の設立が要望されるに至って、政府は27年12月、「長期信用銀行法」を施行した。そして同法に基づいて、長期金融の分野で長い経験をもつ日本興業銀行が長期信用銀行となり、同時に、日本長期信用銀行が新たに設立され、続いて32年3月に日本不動産銀行が発足した。こうして、長期信用銀行法に基づく銀行は3行となった。

一方、26年3月以降、動乱ブームの反動によって、中小企業のうちには危機にひんするものが出てきた。そこで、中小企業金融の円滑化と、民間中小企業金融機関の整備、強化が要望された。政府は、これに対処して、26年6月、「相互銀行法」および「信用金庫法」を公布施行し、従来の無尽会社、信用協同組合をそれぞれ相互銀行、信用金庫に改組させることにした。これにより、29年6月までに無尽会社70社のうち68社が相互銀行に転換し、信用協同組合653のうち560が信用金庫に改組した。¹⁾

(注) 1) 『地方銀行小史』320ページ。

地方銀行の新設と発展 敗戦2、3か月後から、昭和21年2月に金融緊急措置が実施されるまでの間、都市銀行の預金が著しく減少したのに対し、農漁村を地盤とする地方銀行の預金はむしろ増加した。

しかしその後、昭和23年までの間、地方銀行預金は、インフレの影響で当座性預金を主体としてかなりの増加率を示したが、都市銀行のそれには及ば

ず、また人件費の増嵩がはなはだしかったため、再建整備過程における地方銀行の経営は苦しかった。やがて、23年の再建整備完了を境として、地方銀行の業績は立直りをみせ、24年下期には戦後停止されていた株主配当がいっせいに復活されるに至った。

25年から29年までの間、個人の貯蓄性預金を主とする地方銀行預金は、都市銀行の増加率をしのいで、堅実に増加していった。預金の内訳では、とくに定期性預金の伸びが著しく、総預金中に占める割合は、25年3月末の32.1%から29年3月末には51.9%に達した。

一方、地方銀行貸出は24年末から30年末の間に4.9倍に増加したが、オーバーローンを見ることもなく、日銀信用への依存度も少なく、健全な資産構成を示した。貸出の重点は、もちろん地元の中小企業にあったが、資力の増大に伴い大企業向け貸出も増加した。

戦後の地方銀行の発展において注目すべきことは、昭和24年11月から、一時、1県1行主義が中絶されたことである。

こうした政府の銀行政策の転換は、戦後の地方経済の復活と極端な経済統制に対する反発、自由主義的気運のぼっ興などを反映するものであろうが、

表 5-4 戦後期の地方銀行主要勘定

(単位 百万円, %)

年末	行数	払込		預金		貸出		有価証券			(参考) 預貸率(B) (A)
		資本金	積立金	(A)	(A)	(B)	(B)	残高	増加率	増加率	
昭和	行			残高	増加率	残高	増加率	残高	増加率	増加率	
20	53	333	179	38,214	42.5	12,182	30.9	22,904	35.5	31.9	
21	53	333	181	52,578	37.6	21,526	76.7	27,950	22.0	40.9	
22	53	345	181	81,156	54.4	39,037	81.3	36,216	29.6	48.1	
23	53	3,726	222	164,862	103.1	109,348	180.1	45,121	24.6	66.3	
24	54	3,930	881	241,003	46.2	188,279	72.2	44,915	△0.5	78.1	
25	56	4,135	4,353	308,678	28.1	266,371	41.5	57,858	28.8	86.3	
26	60	7,651	6,847	473,247	53.3	390,055	46.4	76,478	32.2	82.4	
27	64	9,608	9,693	697,213	47.3	569,474	46.0	101,099	32.2	81.7	
28	65	12,901	14,499	893,763	28.2	740,064	30.0	130,132	28.7	82.8	
29	66	14,103	21,951	1,011,147	13.1	820,718	10.9	155,856	19.8	81.2	
30	65	14,903	27,469	1,171,979	15.9	922,875	12.4	203,236	30.4	78.7	

(注) 『地方銀行小史』付属統計表により作成。

表 5-5 戦後新設された地方銀行一覧

銀行名	設立年月日	本店所在地	設立当時の資本 百万円
東北銀行	昭和25.10.7	岩手県盛岡市	30
大阪不動銀行	25.11.24	大阪市北区	50
泉州銀行	26.1.25	大阪府岸和田市	30
北海道銀行	26.3.5	札幌市	100
池田銀行	26.9.1	大阪府池田市	35
東京都民銀行	26.12.12	東京都中央区	125
千葉興業銀行	27.1.18	千葉県千葉市	50
武蔵野銀行	27.3.6	埼玉県大宮市	100
関東銀行	27.9.15	茨城県土浦市	50
河内銀行	27.11.24	大阪府布施市	50
筑邦銀行	27.12.1	福岡県久留米市	50
富山産業銀行	29.1.16	富山県高岡市	100

(注) 後藤新一著『本邦銀行合同史』438ページによる。

事実、そのころ各地に新銀行設立の気運が台頭してきた。これに対し政府は、ドッジ・ラインのもとで金融難が深刻化していたこともあって、中小企業金融の円滑化をはかる必要からも、従来の1

県1行主義に固執することなく、地方銀行の新設を認める方針をとったのである。こうして、25年10月に東北銀行が設立されてから、29年1月に富山産業銀行が設立されるまでの3年3か月の間に、12行が設立され（表5-5）、ほぼ現在の地方銀行地図ができあがったのである。しかし、政府の銀行政策には基本的には変化がなかったようで、以上の12行の設立をもって、新銀行設立の趣旨は達成されたとして、29年2月以降、銀行の新設は打切られた。

このように、戦後の地方銀行は、戦時中の銀行合同および戦後の業績の進展によって、経営規模は大きくなり、その内容もかつてとは比較にならぬほど改善され、経営の自主性、独立性が強化された。しかし、他方において、相互銀行など新たに再編成された中小企業金融機関の普通銀行化や、都市銀行の地方都市への進出などによって、地方銀行を取巻く環境はきびしくなり、地方銀行にとっては、独自の営業対象、経営基盤を求めることが困難となってきた。

第2節 戦後における新潟県の産業と金融

1. 新潟県の産業動向

敗戦直後の経済混乱と産業の復興 前述のように、敗戦はわが国経済に大きな打撃を与え、国民生活を窮乏のどん底に落とし入れた。本県においても、敗戦後、軍需会社の廃止、事業所の縮小、軍隊の解体、外地からの引揚げなどにより失業者は街にあふれた。物価は高騰の一途をたどり、新潟市内の米のヤミ価格は、昭和20年8月の1升(1.5kg)15円から、同年12月には25円、22年12月には120円、23年6月には180円にまで上昇した。

しかし、本県の工業地区は、長岡市を除いてほとんど戦災を受けなかったため、敗戦と同時に、操業を停止していた県内の軍需工場をはじめとする各工場は、20年10月ごろから、順次、軍需生産から民需生産へと転換し、わずかに残されていた軍需用資材などを活用して、ほそぼそながら操業を開始するに至った。

また、当時は消費物資が極度に欠乏していたので、粘土と魚油でつくった石けん、魚の臓物を原料にしたアミノ酸醤油など、代用品が続々と登場した。本県にもこれらの代用品を製造する工場が各地に誕生した。

一方、三条や燕などの金物工業は、敗戦後いち早く復興し、各企業は、従来の生産品のほか、日用品の不足から家庭用の鍋、釜の類まで製造した。燕の洋食器の場合は、21年4月に進駐軍向け注文を受け、これが再起の糸口になった。¹⁾

戦時中、企業整備により最も痛めつけられた繊維工業は、敗戦後操業を開始したものの、原料不足や厳重な統制、技術の荒廃などのため、その生産は遅々として進まなかった。しかし、23年ごろから復興が緒につき、品種転換

を行ないつつ、やがて25年の朝鮮動乱のぼっ発、衣料の配給制廃止などを契機にブームを迎えた。

21年2月、政府は、産業復興・生産再開促進のため「緊急事態に対する生産増強方策大綱」を決定し、これに基づき、同年4月「商工省指定事業者規程」を公布して、全国で486工場²⁾を重要工場に指定し、これらに対し資材、労務、生産用機器などを優先的に確保する措置をとった。本県では、肥料、農機具など、農業関係を中心に19社³⁾が重要工場に指定された。化学肥料製造工場として指定を受けた昭和電工（鹿瀬）、信越化学（直江津）、電気化学（青海）、新潟硫酸、日東硫曹などは、食糧増産の要求にこたえてさっそく生産を開始し、産業の復興に大きく貢献した。

商業についてみると、当時、インフレと諸物資の不足からヤミ市場が幅をきかせるというありさまで、流通機構は混乱し、正常な商業活動は極端に縮小されていた。

農業は、「米不作ながらも統制撤廃による農林水産物価格暴騰により未曾有の富が集積せられ正に豊稔にも勝る敗戦インフレの好景気を現出せり」（昭和20年下期当行営業報告書）という状態であった。しかし、この好況も長くは持続せず、22年にはかげりがみえてきた。

（注）1） 捧吉右衛門著『日本洋食器史』62ページ。

2） 486工場の内訳は、炭鉱110、化学肥料40、石炭肥料関係機材162、農機具125、電球19、ゴム30となっている。

3） 昭和21年4月2日「新潟日報」。

各種産業の不振 前述のように、本県の産業は、昭和21年ごろには敗戦直後の混乱からようやく立直りつつあったが、21年10月に戦時補償打切りに伴う再建整備が実施されるに及んで、県内の企業や金融機関もかなり手痛い打撃を受けた。

企業再建整備計画に基づき、本県では39社が特別経理会社に指定された。業種別では、旧軍需関係の金属機器が23社でその大部分を占め、次いで繊維4社のほか、農林、鉱山、肥料などとなっていた。これらのなかには、損失

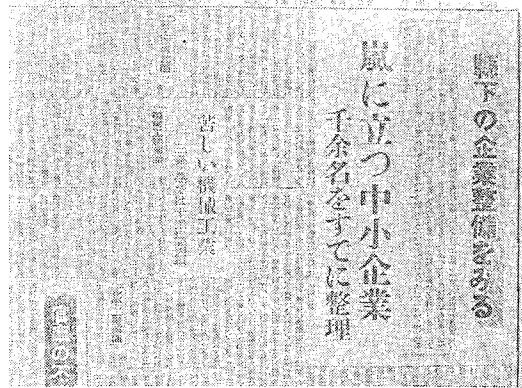
額をカバーできず、解散に迫られるものもあ¹⁾った。県内の銀行、無尽会社など、金融機関もそれぞれ再建整備を行なって再出発した。

このころ、県内の工業は、敗戦時のストックを食いつぶし、しかもつくれば飛ぶように売れた時期を過ぎ、そのう

え電力不足、輸送難、資金難なども重なって、深刻な段階に立ち至った。ことに本県は、経済的基礎の弱い中小企業が多かっただけに、その影響は大きく、当時の新聞²⁾も「追いつめられる中小工場、資金・資材・燃料“三難”荒れ狂う」と題して、中小企業の窮状を訴えている。

ところで、23年ごろから、経営不振のため人員整理などを行なう企業が現われたが、24年のドッジ・ライン実施を契機に、経営不振はいっそう激しさを加え、中小企業の人員整理、工場閉鎖が相次いだ。

さらにその波は大企業にも及び、大工場の縮小、閉鎖による人員整理が進められ、これが大きな社会問題にな³⁾った。



県内の不況深刻化（「新潟日報」昭24.5.29）

表 5-6 昭和24～25年における新潟県の企業整理状況

対象期間	企業の縮小				企業の閉鎖				合計			
	件数	整理人員数	整理率	整理率	件数	整理人員数	整理率	整理率	件数	整理人員数	整理率	整理率
24年 1～3月	6	157	18.8	%	5	77	100.0	%	11	234	25.7	%
24年 4～6月	61	1,462	14.7		23	622	100.0		84	2,084	19.8	
24年 7～9月	50	2,856	15.6		7	149	100.0		57	3,005	16.3	
24年10～12月	32	583	16.5		18	803	100.0		50	1,386	32.0	
25年 1～5月	104	2,050	21.8		31	844	100.0		135	2,894	28.3	

(注) 1) 整理率 = $\frac{\text{整理人員数}}{\text{従業員数}} \times 100$

2) 『第四銀行調査時報』第2巻(昭和25年)548ページにより作成。

こうしたなかであって、24年6月、絹織物の統制撤廃が実施され、県内の繊維産業は、一時、前途に光明を見いだしたかにみられたが、早くも同年末には不況の波が押寄せて、「五泉、亀田、加茂、見附、栃尾、十日町の県内6大機業地も、軒並みに滞貨は累増、商いは縮む⁴⁾一方」と報ぜられるに至った。県内の絹・人絹織物の滞貨は、25年初頭、実に2億2,000万円余にのぼった⁵⁾といわれる。

しかし、こうした状況のもとにあっても、本県の産業生産額は、23年には戦前の86%に達し⁶⁾、着実に再建の途をたどっていったのである。

- (注) 1) 昭和22年8月17日、22年11月16日「新潟日報」。
2) 昭和23年2月25日「新潟日報」。
3) 『新潟鉄工所七十年史』141ページ。
4) 昭和25年2月12日「新潟日報」。
5) 昭和25年2月19日「新潟日報」。
6) 『新潟県百年史』下巻526ページ。

朝鮮動乱と産業界の活況 ドッジ・デフレ浸透のなかで低迷を続けていた本県の産業界も、昭和25年6月にぼつ発した朝鮮動乱によってようやく活況を取戻した。

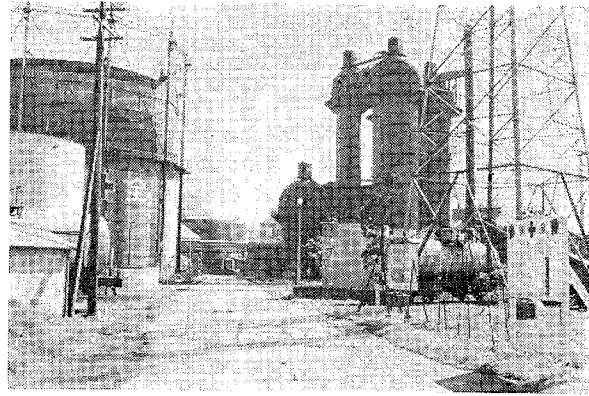
県内において、動乱による特需の影響が具体的に現われ始めたのは、25年9月ごろからで、日曹二本木工場、新潟鉄工所などの大企業は、わずか3か月の間に時局産業の花形に変わった。最も恐慌の影響が大きかった中小企業も、特需の見込み生産を開始するなど、久方ぶりに活気づいた。三条や燕の金属器具、新潟の木工品などは受注旺盛で繁忙を極めたが、そのほか、長岡の鉄工業界も特需ブームの影響で息をつき、加茂のタンス業界まで滞貨を一掃した。

本県の特需受注額は、25年10月初旬、累計9億4,700万円に達した¹⁾といわれる。

繊維工業も、この時期に好況を迎え、設備の近代化、技術の向上と相まって生産が急増した。このころ、見附、栃尾などの機業地では、品種転換を断

行し、化繊織物の産地として面目を一新していった。

このように、県内産業界を直接、間接に潤した特需も、25年11月にはすでに頭打ち状態がみられた。そして、26年半ばには動乱ブー



日本瓦斯化学工業複工場（昭和36年撮影）

ムの反動が現われ、ときならぬ好況も終息へと向かうのである。

一方、27年には県内に広く分布し、古くから知られていた天然ガスを原料として、日本瓦斯化学工業がメタノール製造に成功した。それ以降、ガス化学工場の進出が相次ぎ、本県の化学工業は急速に発展していった。

また、深刻な電力不足を解決するため、26年には「電源開発促進法」が成立し、豊富な水資源を有する本県では、只見川、三面川などの電源開発が活発に進められた。

（注） 1） 特需受注額の内訳は、土木建築関係3億3,100万円、木工品2億5,700万円、化学薬品1億8,250万円、鉄工品1億1,650万円、繊維品3,000万円、金属雑貨3,000万円であった（昭和25年11月14日「新潟日報」）。

産業構造の変化 昭和20年代においては、本県の産業の主体をなすものは農業、工業であった。

本県の工業は、伝統的な繊維工業と新興の化学工業を中心に、金属雑貨、機械器具、製材・木製品、食品工業などで構成されるが、敗戦の結果、工業生産も一時急速な低下をみた。しかし、敗戦後の混乱期を脱した23年ごろから徐々に回復し、朝鮮動乱による景気上昇以降はめざましい復興ぶりをみせた。そして、27年にはすでに戦前水準を大きく上回るに至り、その後も著しい伸びを示した。

表 5-7 新潟県における産業別生産額の構成比の推移
(単位 %))

年 別	総生産	農 業	林 業	水産業	鉱 業	工 業
昭和 5	100.0	38.7	2.8	1.8	12.9	43.8
10	100.0	41.1	2.8	1.2	7.4	47.5
15	100.0	37.7	3.7	1.5	57.2	
23	100.0	49.6	3.2	0.8	1.8	44.6
24	100.0	40.8	1.8	1.4	2.6	53.4
25	100.0	35.8	2.9	2.5	3.1	55.7
26	100.0	34.9	2.8	2.1	2.4	57.8
27	100.0	34.7	2.8	1.6	2.0	58.9
28	100.0	35.1	3.3	1.3	1.6	58.7
29	100.0	36.1	3.1	1.4	1.6	57.8

(注) 『新潟県商工要覧』1956年版29ページによる。

総生産額に占める工業生産の割合は、23年の44.6%から、29年には57.8%を占めるほどになったが、これとは対照的に、農業は23年の49.6%から29年には36.1%に後退した(表5-7)。

しかし、産業別就業

表 5-8 新潟県の業種別工業生産額の推移

(単位 百万円, %)

年 別	総 計	紡 織	化 学	金 属	機械器具	製 材 木製品	食 品	その他
昭和 5	98.4 (100.0)	27.7 (28.1)	33.6 (34.2)	1.0 (1.0)	4.8 (4.9)	2.4 (2.6)	13.5 (13.7)	15.2 (15.5)
10	172.7 (100.0)	46.3 (26.8)	73.0 (42.3)	8.8 (5.1)	10.5 (6.1)	3.8 (2.2)	15.3 (8.8)	15.0 (8.7)
15	474.3 (100.0)	96.5 (20.3)	157.1 (33.1)	47.2 (10.0)	94.2 (19.9)	23.0 (4.9)	43.2 (9.1)	13.1 (2.7)
21	2,268.4 (100.0)	87.2 (3.8)	946.3 (41.7)	339.7 (15.0)	467.7 (20.6)	121.5 (5.4)	180.9 (8.0)	125.1 (5.5)
22	8,272.1 (100.0)	653.7 (7.9)	2,351.3 (28.4)	1,183.3 (14.3)	2,007.1 (24.3)	746.9 (9.0)	455.4 (5.5)	874.4 (10.6)
23	21,107.9 (100.0)	2,487.2 (11.8)	6,804.8 (33.1)	2,451.9 (11.6)	6,043.8 (28.6)	1,207.1 (5.7)	1,436.9 (6.8)	506.2 (2.4)
24	31,929.3 (100.0)	4,368.3 (13.7)	14,585.5 (45.7)	3,335.0 (10.4)	4,574.5 (14.3)	1,645.7 (5.2)	2,767.9 (8.7)	652.4 (2.0)
25	41,858.5 (100.0)	9,764.4 (23.3)	14,650.1 (35.0)	5,288.6 (12.6)	4,371.2 (10.4)	3,066.5 (7.3)	3,633.3 (8.7)	1,084.4 (2.7)
26	64,620.0 (100.0)	15,219.3 (23.6)	23,788.9 (36.8)	7,242.0 (11.2)	8,244.3 (12.8)	3,119.0 (4.8)	5,670.0 (8.8)	1,326.6 (2.0)
27	73,200.9 (100.0)	16,875.0 (23.1)	25,257.5 (34.5)	8,440.3 (11.5)	10,018.1 (13.7)	3,675.0 (5.0)	7,251.5 (10.0)	1,683.5 (2.2)
28	87,997.8 (100.0)	19,704.8 (22.4)	29,965.0 (34.1)	9,815.3 (11.2)	11,740.6 (13.3)	5,172.8 (5.9)	9,369.4 (10.6)	2,229.8 (2.5)
29	90,092.8 (100.0)	18,686.1 (20.7)	30,616.6 (34.0)	9,165.4 (10.2)	12,194.8 (13.5)	5,571.6 (6.2)	11,321.2 (12.6)	2,537.1 (2.8)

- (注) 1) 化学中に製紙、石油製品、ゴム、窯業を含む。
 2) 昭和5～25年は全工場、昭和26～29年は4人以上の工場。
 3) カッコ内は構成比。
 4) 『新潟県商工要覧』1956年版31ページによる。

人口についてみると、第一次産業（農業、林業、水産業）就業者のウエートは、22年63.6%、25年62.7%、30年55.7%と、逐年漸減しているといふものの、なお圧倒的に高く、本県は、依然として農業県としての性格を保っていた。

2. 新潟県の農業経済の変化と農地改革

農地改革と農業協同組合の設立 GHQの経済民主化政策の一環をなした農地改革は、当初、日本政府のイニシアチブによって行なわれ、昭和20年12月、農地調整法改正法案が成立した。しかし、その内容が微温的であったため、GHQから不満が表明され、その指令によって、21年10月、第2次の改革が行なわれることになり、自作農創設特別措置法案と農地調整法改正法案が成立した。

これらの法律によれば、不在地主の全小作地と、在村地主の保有地1町歩（1ha）を超える全小作地が、強制買収の対象となり、しかもこの農地解放を2か年で達成することになっていた。これらの点で、それは第1次よりはるかに徹底した内容をもつものであった。

本県においては、20年11月現在、耕地面積の50.6%が小作地であったが（全国平均45.9%）、25年7月末までに、全小作地の87.3%が農民に解放され、同年8月現在、小作地は、耕地面積の6.55%、1万4,792町歩（1万4,670ha）にすぎなくなった。小作地率の全国平均は9.89%であったから、¹⁾本県の場合は、より徹底した改革が行なわれたとみることができる。

この結果、改革後における本県の自作農は、14万3,872戸となったが、これを改革前の19年と比べると10万4,186戸の自作農が新たに創設されたことになる。さらに自小作も合わせると、農家戸数の93.2%を占めるに至った（表5-9）。

こうして、25年の農地改革終了を境に小作農が激減し、わが国農業に大きな特色を与えてきた地主制は、根本的に排除されることになった。地主は、

表 5-9

自小作別農家戸数

(単位 戸, %)

区分 時点	自作	自小作	小自作	小作	その他	総数
昭和19	39,686 (19.2)	37,682 (18.2)	50,879 (24.6)	67,450 (32.6)	10,604 (5.1)	206,761 (100.0)
25	143,872 (67.8)	54,001 (25.4)	9,577 (4.5)	4,015 (1.9)	846 (0.4)	212,330 (100.0)

- (注) 1) 昭和19年の「その他」は貸付1町歩以上の農家。
 2) ほかに不耕作農家があり、おのおのの和は合計と合致しない。
 3) カッコ内は構成比。
 4) 『新潟県農地改革史 改革顛末』1000ページ(11・28表), 1044ページ(11・65表)により作成。

大部分の小作地を失うとともに、相次いで行なわれた財産税の賦課、公職追放などにより、その経済的、社会的地位が急激に低下していった。

農地改革と並んで、農村民主化のための方策として、農業協同組合の設立が促進された。

22年12月、「農業協同組合法」が施行され、これに基づいて、農業協同組合が各地に設立されることになった。新しく誕生する農業協同組合は、従来の農業会のような官製の組織ではなく、農民の自主的・民主的組織として、零細農民の経済的向上や農業生産力の増進をもたらすことを任務とするものであった。

本県においては、23年1月の東蒲原郡西川村第一農協²⁾を皮切りに、県内各市町村に農協が続々と設立され、23年度末現在、481³⁾を数えるに至った。

また、23年8月には、これら単位農協の県単位、郡単位の連合組織の結成が進められ、生産・信用・販売・購買などの各農協連合会が発足した。

- (注) 1) 『新潟県百年のあゆみ』496ページ。
 2) 同上541ページ。
 3) 『新潟県統計年鑑』(昭和23年)463ページ。

戦後農業の変貌 戦争による資材、労力の欠乏と戦時統制の強行などにより、わが国の農業は、敗戦時にはみるかげもなく衰退していた。しかし、敗

戦とともに、農村には帰農、復員、外地引揚げなどによる人口流入が相次ぎ、農村人口は急激に膨張し、この労働力不足の解消をきっかけに、農業生産は急速に回復に向かった。本県の農家数も、昭和19年の20万6,000戸から22年には21万2,000戸に漸増した。

一方、22年から実施された農地改革も、農業生産の回復、増大に大きな役割を果たした。この改革で、

農民の土地執着心は満たされ、「砂をも黄金に変える」農民の意欲は、土地改良、機械化および生産技術の向上に注がれ、その結果、農業の生産性が飛躍的に増大した。

全国の農業生産は、昭和25、26年ごろには、おおむね戦前の水準に達した。本県の米作も、29年からは完全に戦前の水準を超えて安定するに至った。また、表5-11にみるように、農業生産物構成における米の地位はますます高まった。

本県の農家経済は、敗戦後、極端な食糧難に便乗して、異常な高収入に恵まれてきた。しかし、24年には、ドッジ・ライン実施後の安定恐慌下において、供米価

表 5-10 新潟県の米収穫高推移

年 別	作 付 面 積	収 穫 高	反 当 収 穫 高
昭和20	173,095 ^町	2,716,253 ^石	1,569 ^石
21	169,649	3,551,263	2,093
22	175,779	3,814,580	2,209
23	176,530	4,702,500	2,668
24	176,990	4,446,256	2,517
25	177,220	3,928,110	2,219
26	177,670	4,135,518	2,333
27	177,090	3,894,352	2,202
28	177,230	3,741,978	2,119
29	177,280	4,507,665	2,543
30	178,480	4,943,900	2,770

(注) 『新潟県商工要覧』1956年版15ページによる。

表 5-11 農業生産額構成の推移

(単位 %)

種 別	昭和25年		昭和34年	
	新潟県	全 国	新潟県	全 国
米	76.2	49.1	78.0	51.4
麦 類	0.9	10.8	0.4	7.5
雑 穀	0.1	1.0	0.1	0.6
豆 類	2.4	4.3	1.6	3.1
い も 類	4.0	8.7	2.9	4.4
野 菜	5.9	6.8	5.0	7.0
果 実	1.1	3.6	1.3	4.8
工 芸 作 物	0.8	4.6	1.5	4.7
菌	2.0	2.3	1.4	2.7
畜 産 物	5.3	7.3	7.2	13.2
稲 稈 加 工 品	1.3	0.5	0.6	0.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 『新潟県農地改革史 改革顛末』1066ページ(11・88表)による。

格が抑制される一方、徴税の強化や購入物資の著しい値上がりにより、農家経済は、昭和恐慌以来の赤字を記録するに至った。農家のなかには、農地改革によって強化された耕作権まで手放すものさえ出現するありさまであった。¹⁾

その後、供米価格の引上げもあり、農家経済は黒字を続けた。しかし、農地改革による農業の零細化はおおいがたく、農家は農業のみでは生活を支えられず、兼業収入への依存度を増し、兼業農家数が増勢を強めていった。

(注) 1) 昭和25年3月9日「新潟日報」。

3. 新潟県の金融機関の状況

各種金融機関の創設と都市銀行の進出 戦後、金融制度の改革によって、本県においても各種の金融機関が創設された。

中小企業金融機関についてみると、昭和26年6月に施行された「相互銀行法」に基づいて、同年10月、大光無尽が大光相互銀行（本店：長岡市）に、新潟無尽が新潟相互銀行（本店：新潟市）にそれぞれ転換した。

さらに、26年6月の「信用金庫法」施行に伴い、信用協同組合（前身、市街地信用組合）の信用金庫への改組が相次ぎ、まず同年10月新潟、長岡、高田などの組合が信用金庫として発足した。

また25年4月、新潟県商工信用協同組合（本店：新潟市、34年新潟県信用組合と改称）が開業するなど、新しい信用協同組合の設立もみられた。

政府関係の金融機関としては、21年7月に商工組合中央金庫新潟出張所（27年3月に支所に昇格）が、24年6月には国民金融公庫新潟支所がそれぞれ開店し、27年6月には新潟県労働金庫（本店：新潟市）が誕生した。

一方、県外銀行の本県への支店進出も相次いだ。敗戦時における県内所在銀行は、地元銀行である当行、長岡六十九銀行（23年、北越銀行と改称）の2行本支店と、日本勧業銀行（新潟、高田の2支店）、日本貯蓄銀行（新潟、長岡の2支店、23年7月、協和銀行と改称）および八十二銀行（高田、新井、潟町の3支店）の各支店にすぎなかったが、20年12月から23年10月にかけて

て、次の各銀行が新潟市に店舗を新設した。

昭和20年12月 帝国銀行新潟支店（23年10月、第一・三井両行に分離、三井銀行支店となる）

〃 21年 1月 安田信託会社新潟支店（23年 8月、中央信託銀行支店、27年 6月、安田信託銀行支店となる）

〃 21年 8月 日本興業銀行新潟駐在員事務所（25年12月、支店昇格）

〃 22年 1月 安田銀行新潟支店（23年10月、富士銀行支店となる）

〃 22年 2月 三菱銀行新潟支店

〃 22年 2月 住友銀行新潟支店

〃 23年10月 北陸銀行新潟支店

なお、北海道拓殖銀行も、23年ごろ新潟支店を設置する予定であったが、当局の認可が得られず、その実現をみなかった。¹⁾

このように、都市銀行支店の進出が急速に進んだのは、政府が預金増強策の一環として、預金取扱い専門の簡易店舗（特別支店、出張所）、出張員詰所などの設置を積極的に認めたことに起因している。都市銀行は、この店舗行政を背景に、もっぱら資金吸収を企図して進出してきたものと思われる。それというのも、本県はさしたる戦災をこうむらず、しかも穀倉地帯として著名で、食糧事情ひっ迫の折から農村インフレに伴う巨額の滞留資金が存在す²⁾るとみられたためであろう。

こうして、26年12月には、県内金融機関の店舗数は銀行155、相互銀行35、信金・信組34、政府系金庫 5、農協 477、郵便局 485となった。

（注） 1) 『北海道拓殖銀行史』
274ページ。

2) 『三菱銀行史』支店小
史104ページ。



都市銀行の進出（「新潟日報」昭23.4.23）

県内金融機関の発展 本県の金融機関は、戦後幾多の試練を経たが、やがて県内の産業、経済の発展に伴い、その業績は着実に進展していった。預貸金の推移を主要金融機関別にみてみよう。

銀行預金は、昭和20年8月末17億円であったのが、都市銀行の支店進出や地場産業の回復などを背景に、預金吸収活動が活発となったことに基因して、インフレが最高潮に達した23年末には79億円に、朝鮮動乱後の25年末には122億円となった。そして、20年代終わりの29年末には370億円に達したが、これは、敗戦直後の21倍強に当たる額であった。この間のインフレ進展に伴う通貨価値の下落を考慮にいれても、なお相当の預金増大がみられたといえよう。

この銀行預金の県内金融機関全体に占めるシェアについてみると、22年末に、農村の好況を反映して農協（当時農業会）の預金吸収力が増大したため、47.8%と一時的に低下したものの、それ以外は20年代を通じてたえず50

表 5-12

新潟県内金融機関の預金残高の推移

(単位 百万円、%)

年 末	銀 行	相互銀行 (無尽会社)	信用組合 および 信用金庫	農 協 (農業会)	郵 便 局	そ の 他	合 計
昭和21	2,387 (50.0)	118 (2.5)	44 (0.9)	1,351 (28.3)	831 (17.4)	42 (0.9)	4,773 (100.0)
22	3,408 (47.8)	190 (2.7)	61 (0.8)	2,638 (37.1)	774 (10.9)	50 (0.7)	7,121 (100.0)
23	7,924 (51.1)	513 (3.3)	149 (1.0)	5,642 (36.3)	1,232 (7.9)	66 (0.4)	15,526 (100.0)
24	11,027 (54.0)	1,008 (4.9)	306 (1.5)	5,810 (28.4)	2,099 (10.3)	176 (0.9)	20,426 (100.0)
25	12,191 (53.4)	1,042 (4.6)	456 (2.0)	5,962 (26.1)	2,950 (12.9)	236 (1.0)	22,837 (100.0)
26	18,130 (53.8)	2,171 (6.4)	1,038 (3.1)	7,686 (22.8)	3,700 (11.0)	966 (2.9)	33,691 (100.0)
27	24,291 (53.7)	3,382 (7.5)	1,797 (4.0)	9,740 (21.5)	4,848 (10.7)	1,181 (2.6)	45,239 (100.0)
28	31,748 (53.4)	5,205 (8.8)	2,599 (4.4)	12,246 (20.6)	6,328 (10.6)	1,319 (2.2)	59,445 (100.0)
29	36,972 (50.4)	7,019 (9.6)	3,527 (4.8)	15,542 (21.2)	8,725 (11.9)	1,595 (2.1)	73,380 (100.0)
30	44,937 (42.9)	8,831 (8.4)	4,821 (4.6)	17,460 (16.7)	18,531 (17.7)	10,095 (9.7)	104,675 (100.0)

(注) 1) カッコ内は構成比。

2) 『新潟県統計書』, その他により作成。

%以上を確保していた（表 5-12）。

農業協同組合（前身は農業会、23年に農協に改組）の貯金は、戦後好調を続けてきたが、ドッジ・ラインによる農村の金詰まりを反映して、その増加率は、24年3.0%、25年2.6%と停滞傾向を示した。26年以降29年までは、20%台の増加率を維持したものの、農業の不振と農業統制の弛緩による他金融機関の農村への進出とによって伸び悩みをみせた。そして、そのシェアは23年末の36.3%を最高に、その後逐年低下し、28年末には20.6%となった。

相互銀行（前身無尽会社）、信用組合、信用金庫の預金は、店舗の増設もあって顕著な増勢を続け、シェアも毎年、確実に上昇していった。また、郵便貯金は国家的信用をバックにほぼ10%以上（23年末7.9%）のシェアを確保し、24年のドッジ・ラインのころにも着実に増加した。30年における伸長はとくに著しく、残高において農協を超越すに至った。

これら大衆貯蓄の着実な伸びは、国民生活の安定と所得の向上を反映したものと見えよう。

一方、銀行貸出金についてみると、20年8月末にはわずかに3億6,000万円にすぎなかったのが、戦後の復興に伴って資金需要が高まったため、23年末には39億円に増大した。さらに、朝鮮動乱による特需ブームによって、機械・金属・繊維工業などの生産に拍車がかげられ、これらに対する融資もあって、25年末の貸出金残高は99億円に達した。このため預貸率も、21年末の32.4%から25年末には81.7%と急上昇を示している。

しかし、銀行預金のシェアが50%前後とさほど変化を示していないのに対し、貸出のシェアは、26年以降かなりの低下を示した（表 5-13）。その要因としては、相互銀行、信用金庫などが普通銀行化したことのほかに、都市銀行の貸出の伸びが著しく低かったことがあげられる。事実、25年末から28年3月末までの間、地方銀行の貸出が72.5%の増加率であったのに対し、都市銀行のそれは49.1%にとどまり、また、この間の限界預貸率も、地方銀行の58.1%に対し、都市銀行は36.8%と低かった。

相互銀行、信用組合、信用金庫の貸出金は、中小企業や商店の活発化に伴

表 5-13

新潟県内主要金融機関の貸出残高の推移

(単位 百万円, %)

年 末	銀 行	相互銀行 (無尽会社)	信用組合 および 信用金庫	農 協 (農業会)	合 計
昭和21	773 (89.5)	38 (4.4)	2 (0.2)	51 (5.9)	864 (100.0)
22	1,207 (81.9)	63 (4.3)	20 (1.4)	183 (12.4)	1,473 (100.0)
23	3,924 (85.7)	178 (3.9)	73 (1.6)	405 (8.8)	4,580 (100.0)
24	7,323 (81.8)	323 (3.6)	220 (2.5)	1,080 (12.1)	8,946 (100.0)
25	9,963 (83.9)	408 (3.4)	327 (2.8)	1,174 (9.9)	11,872 (100.0)
26	13,279 (75.6)	2,132 (12.1)	750 (4.3)	1,404 (8.0)	17,565 (100.0)
27	16,607 (72.3)	3,138 (13.7)	1,329 (5.8)	1,898 (8.2)	22,972 (100.0)
28	22,104 (69.9)	4,870 (15.4)	2,071 (6.5)	2,580 (8.2)	31,625 (100.0)
29	24,029 (64.9)	6,271 (16.9)	2,756 (7.5)	3,974 (10.7)	37,030 (100.0)
30	29,060 (65.2)	7,432 (16.7)	3,679 (8.3)	4,375 (9.8)	44,546 (100.0)

(注) 1) カッコ内は構成比。

2) 『新潟県統計書』, その他により作成。

って増大し、26年以降確実にシェアの上昇がみられた。また、農業協同組合の貸出金は、多少の波をみせながらも、農業金融を主体として着実に増加していった。